

議案第 4 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	1－29 号線	幸手市大字神扇 1 2 1 3－2 地先から	
		幸手市大字神扇 1 2 8 9－2 地先まで	
2	1－30 号線	幸手市大字平野 6 3 8－1 地先から	
		幸手市大字平野 6 5 1－1 地先まで	

令和 6 年 6 月 3 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

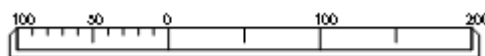
県道惣新田幸手線バイパスの建設に伴う現道等の引継ぎに関する覚書により、現道を市道として引き継ぐ道路及びバイパスが全線開通するまでの間市道として供用する道路を市道路線として認定するため、この案を提出するものである。

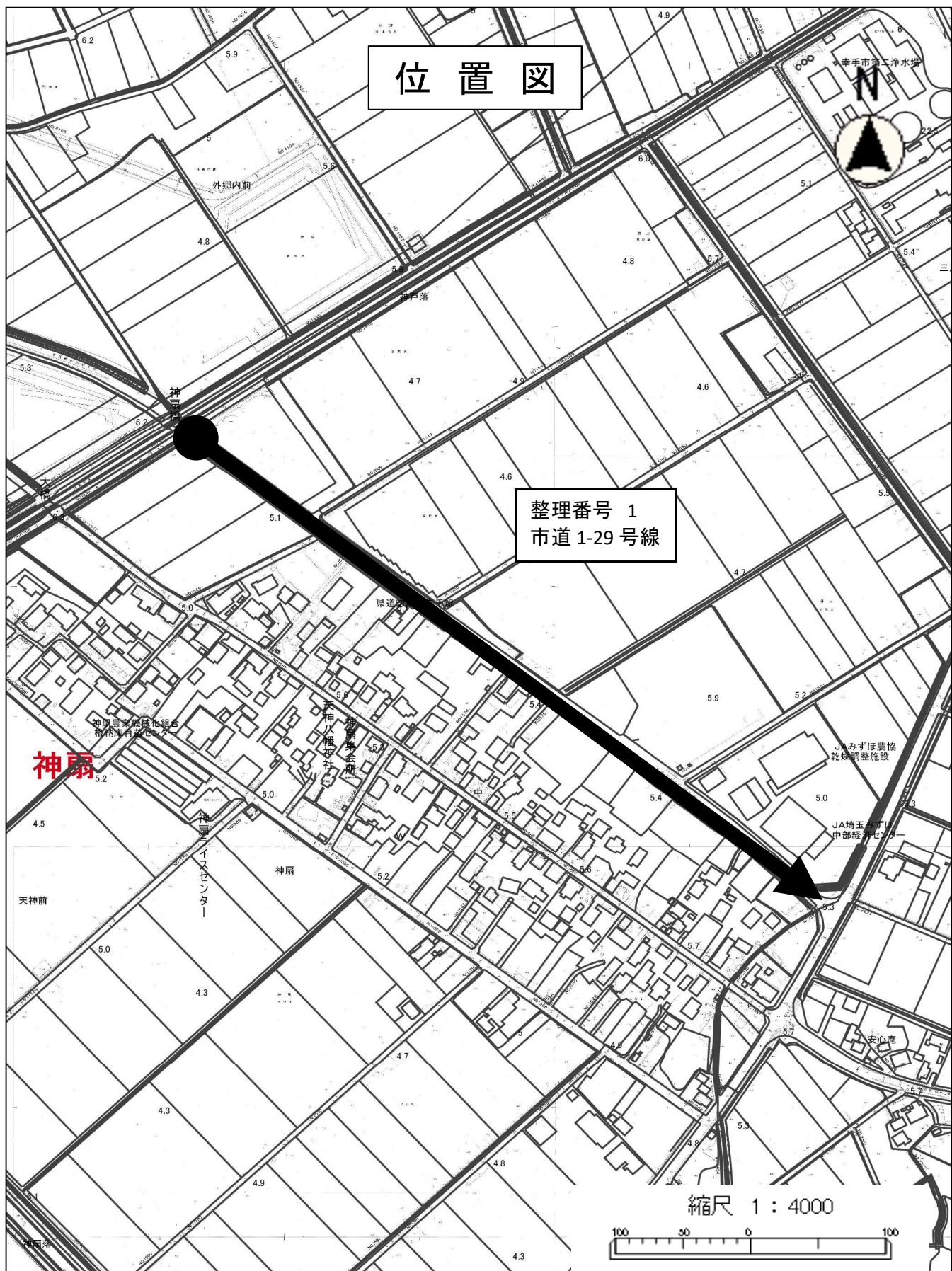


整理番号 1
市道 1-29 号線

神扇

縮尺 1 : 5000





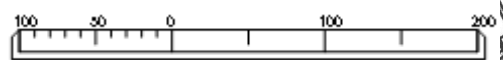
整理 番号	路線番号	起 点	幅 員 (約)	延 長 (約)
		終 点		
1	市道 1-29 号線	大字神扇1213-2	9.5m	590.0 m
		大字神扇1289-2		



整理番号 2
市道 1-30 号線

平野

縮尺 1 : 5000





整理 番号	路線番号	起 点	幅 員 (約)	延 長 (約)
		終 点		
2	市道 1-30 号線	大字平野638-1	28.5m	234.0 m
		大字平野651-1		